

令和6年度

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・
充てんインフラ等導入促進補助金

申請の手引き

バリアフリー公募

一般社団法人次世代自動車振興センター

令和6年10月

補助金の交付申請または補助金の受給をされる皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が交付する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、センターとしても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処いたします。

センターが交付手続きを行う本補助金に対し交付申請される方、補助金交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点に十分にご留意された上で、本補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記入を行なわないでください。
2. 充電設備防護用部材の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。センターは、本補助金の交付対象として設置された充電設備防護用部材について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、補助対象設備等の保有義務期間中に、充電設備防護用部材や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し設備の撤去などが求められた場合は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
3. 充電設備防護用部材の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。充電設備防護用部材等設置後に土地の使用権限がなく充電設備防護用部材を撤去する場合には、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
4. 本補助金制度において規定している補助対象設備等の保有義務期間は、同設備等の減価償却期間と一致しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意願います。
5. 本補助金で取得した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときには、事前に処分内容などにつきセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。
6. 偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、センターとして、本補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備防護用部材の製造事業者に対して必要に応じて現地調査などを行います。
7. 不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消しを行うと共に、補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備防護用部材の製造事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。既に受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返納いただくこととなります。
8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月29日法律第179号）（いわゆる「補助金適正化法」）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 事業の内容	1
1-3. 申請することができる方	2
1-4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除	2
(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項	3
1-5. g B i z I N F O (ジーブズインフォ)へ公表するオープンデータの提供	4
1-6. 取得財産等の管理と保有義務期間	5
(別紙2)「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ 等導入促進補助金管理規程(充電設備)」	6
2. 申請の前提条件と要件	7
2-1. 申請の前提条件	7
2-2. 申請の要件	8
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項：全事業共通	10
3-1. 補助事業の流れ	10
3-2. 交付申請	11
3-3. 交付申請期間	11
3-4. 交付申請の受付等	11
3-5. 交付申請の審査等	12
3-6. 交付決定通知書発行	12
3-7. 充電設備防護用部材の発注および設置工事の施工開始	13
3-8. 計画変更の申告	13
3-9. 設置工事の完了・支払の完了	13
3-10. 実績報告	13
3-11. 受付・審査・補助金の額の確定	14
3-12. 補助金額確定通知書発行	14
3-13. 補助金の交付	14
4. 補助対象事業、補助対象経費	15
4-1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率	15
4-2. 既設充電設備防護用部材の財産処分手続き	16
4-3. 充電設備防護用部材の補助金交付額の算定	16

4-4.	設置工事の補助金交付額の算定	17
4-5.	充電設備防護用部材等設置工事の申告の説明および工事項目の解説	17
4-6.	充電設備防護用部材等設置工事の要件	18
5.	交付申請の提出：全事業共通	19
5-1.	申請書類の提出	19
5-2.	提出書類の注意事項	19
5-3.	提出書類	20
5-4.	バリアフリー公募交付申請書	21
5-5.	申請者本人確認書類	21
5-6.	充電設備防護用部材本体の購入にかかる見積書	24
5-7.	充電設備防護用部材の設置工事にかかる見積書	25
5-8.	要部写真	26
5-9.	充電設備防護用部材を設置する土地が借地の場合	27
5-10.	地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から 申請する場合	28
5-11.	共同で申請する場合	29
5-12.	リース契約に基づく申請の場合	30
5-13.	自社または資本関係にある会社から調達する場合	31
5-14.	申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	41
5-15.	地方公共団体が入札前に申請する場合	42
5-16.	地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合	43
6.	「高速道路SA・PA等」への充電設備防護用部材設置事業の説明と提出書類	44
7.	「道の駅」への充電設備防護用部材設置事業の説明と提出書類	45
8.	実績報告の提出：全事業共通	46
8-1.	実績の報告に必要な書類の提出	46
8-2.	提出書類の注意事項	46
8-3.	提出書類	47
8-4.	バリアフリー公募実績報告書	48
8-5.	充電設備防護用部材本体の発注書	48
8-6.	充電設備防護用部材本体の請求書	49
8-7.	充電設備防護用部材本体の支払を証する領収書	50
8-8.	工事費の請求書	51

8-9.	工事費の支払を証する領収書	52
8-10.	「充電設備防護用部材等設置工事完了報告書（様式J09）」	53
8-11.	要部写真	53
8-12.	「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」	54
8-13.	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	55
8-14.	リース契約に基づく報告の場合	56
8-15.	自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合	57
8-16.	地方公共団体が実績報告する場合	61
9.	取下げ・計画変更等	62
9-1.	申請取下げ	62
9-2.	状況等の報告	62
9-3.	計画変更	63
10.	財産処分の手続	65
10-1.	処分を制限された取得財産等の処分	65
10-2.	処分をする場合の手続と注意事項	66
10-3.	取得財産等の譲渡	67
10-4.	取得財産等の廃棄	67
10-5.	取得財産等の移設	67
11.	補助事業の経理	68
11-1.	補助事業の経理の書類保管および処理等	68
12.	補助事業の調査	69
12-1.	実地調査	69
13.	参考資料	70
参考1.	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金交付規程（充電設備）	70
参考2.	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金業務実施細則（充電設備）	88

1. 事業の概要

1-1. 事業の目的

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する充電設備の防護用部材（以下「充電設備防護用部材」という。）の再設置・改修・撤去にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門を中心とした二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

1-2. 事業の内容

既に充電インフラ補助金の活用をして設置した電気自動車等用の充電設備を所有している方に対し、その設備のバリアフリー化導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

充電設備防護用部材設置補助対象の充電設備は急速充電設備のみとなりますので、各設置場所に適した充電設備防護用部材と運用方法をご検討の上、補助金を活用して下さい。

なお、設置場所ごとに充電設備防護用部材設置工事補助の上限額がことなります。補助金を交付する事業は下記になります。詳しい説明は、事業ごとの説明を参照してください。

事業名	対象事業内容
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備防護用部材設置事業（経路充電）	「高速道路SA・PA等」「道の駅」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる経路充電のための充電設備防護用部材設置・改修・撤去事業(以下設置事業という)

1-3. 申請することができる方

センターが承認した補助対象とする充電設備を所有し、充電設備防護用部材を設置する土地の使用権限を有する以下の方が申請することができます。

- (1) 地方公共団体
- (2) 法人
- (3) 個人

- ・国（省庁等）は申請できません。
- ・経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている方は申請できません。
- ・共同申請する場合は「5-11. 共同で申請する場合」を参照してください。
- ・申請者が支社・支店等の場合は「5-10. 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合」を参照してください。

1-4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除

- ・申請者は、補助金の申請前に、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、誓約しなければなりません。（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」を参照してください。）
- ・申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当した場合は、申請できません。
- ・申請者が法人の場合は、「役員名簿（様式J33）」に記入し、センターへメールに添付し、申告が必要です。

※リース契約が含まれる申請における使用者（契約者）にも上記が適用されます。

(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項

(交付規程 第5条、第7条、第15条、第26条)

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

1-5. g B i z I N F O (ジーBizインフォ)^(注1)へ公表するオープンデータ^(注2)の提供

- ・申請者が法人にあっては、補助金交付に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとしてg B i z I N F Oにおいて公表されることに了承した上で、申請をしなければなりません。

【法人番号の入力を求める申請者】

- (1) 地方公共団体
- (2) 会社法その他法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- (3) 上記（1）（2）以外の法人または人格のない団体であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等にかかわる所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

【申請時に法人番号を証する下記のいずれかの書類の提出】

- (1) 法人番号指定通知書
- (2) 経済産業省のg B i z I N F Oよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等
- (3) 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等

注1：g B i z I N F O（旧 法人インフォメーション）とは、政府保有の法人情報を法人番号に紐づけてデータ整理を行い、2次利用可能なオープンデータとして情報提供する日本政府の公式サイトです。法人番号や法人名から企業等の活動情報が検索できます。

サイトURL：<https://info.gbiz.go.jp>

注2：オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することをいいます。

1-6. 取得財産等の管理と保有義務期間

- ・ 補助金の交付を受けた方は、補助金により取得した単価50万円以上の充電設備防護用部材および付帯設備等（以下、「取得財産等」という。）については、充電設備防護用部材設置完了後においても、充電設備防護用部材の設置が完了した日から5年間、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。
- ・ 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を備え、管理するとともに、センターが開示を求めた場合は開示しなければなりません。
- ・ 保有義務期間内に取得財産等の保有が困難になりやむを得ず処分を行う場合には、事前にセンターへ「財産処分承認申請書（様式J22）」または「取得財産等届出書（様式J21）」を提出しなくてはなりません。（「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」のいずれを提出するかは、処分する取得財産等の内容や処分の目的などにより異なりますので、センターの指示に従ってください。）
- ・ 「財産処分承認申請書（様式J22）」または「取得財産等届出書（様式J21）」を提出された場合は、センターの承認を得た上で処分をすることができます。センターが「財産処分承認申請書（様式J22）」または「取得財産等届出書（様式J21）」の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部または一部の返還を申請者に求めることがあります。
- ・ 取得財産等の管理の詳細については、（別紙2）「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）」を参照してください。
- ・ 尚、補助金により取得した単価50万円未満の充電設備防護用部材および付帯設備等については充電器設備の保有義務期間の満了まで充電設備防護用部材および付帯設備等を維持・保有することに努めて下さい。

(別紙2)

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）」

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・
充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を必要に応じセンターが求めたときは、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産等の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）第16条第2項及び同17条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）に定められた期間とする。

2. 申請の前提条件と要件

2－1. 申請の前提条件

- (1) 申請者は、充電設備防護用部材の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件および事業ごとに定めた特有の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および交付決定のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。
- (4) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目に該当する工事です。
- (5) 申請者は補助金の交付を受けた際と同一の急速の公共用充電設備の所有者が必要です。ただし、センターの承認を受けて急速の公共用充電設備の所有者変更が行われている場合や保有義務期間が満了し所有者変更が行われているものについては、変更後の所有者でも申請が可能です。
- (6) 申請者は充電設備防護用を設置する土地の使用権限を有していることが必要です。
- (7) 充電設備防護用部材設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。

2-2. 申請の要件

補助金交付を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 国の他の補助金と重複していない申請であること。^(注1)
- (2) 充電設備防護用部材を設置する土地の使用権限を有していることを確認するため、土地の所有者が充電設備防護用部材を設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。(設置する充電設備防護用部材が単価50万円以上の場合は「5年間設置することを許諾する」旨、期間を明記することが必要)
- (3) 申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
- (4) 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ・契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
- (5) 充電設備防護用部材をリースする目的で取得する場合^(注2)は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
- (6) 設置工事の施工開始日、ならびに設置工事の代金支払いは、交付決定日後であること。ただし、前払い金等の一部の支払については、交付決定日前でも可とする。
- (7) 補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達(工事等を含む。)がある場合、申告をすること。
- (8) 充電設備防護用部材の設置およびその支払を完了し、「3-10. 実績報告」に記載されている実績報告期限日までに実績の報告をすること。

- (9) 設置した充電設備防護用部材が単価50万円以上の場合には保有義務期間5年を満了できること。尚、充電設備防護用部材が単価50万円未満の場合でも充電器設備の保有義務期間の満了まで充電設備防護用部材および付帯設備等を維持・保有することに努めて下さい。
- (10) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。
- (11) 充電設備防護用部材設置場所が高速道路(SA・PA)又は道の駅であること
- (12) 過去に充電インフラ補助金^(注3)を活用して設置した急速充電設備が既に設置されていること
- (13) 過去に充電設備防護用部材が既に設置されており、充電設備防護用部材の間隔が80cm未満であること
- (14) 防護用部材以外の項目で「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」の「標準的な整備内容」^(注4)を満たしていること
- (15) 過去に補助金が交付された際の交付決定番号を申告すること
- (16) センターから充電設備防護用部材の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

注1：地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。
詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。

注2：充電設備防護用部材と設置工事を併せてリースする目的で取得する場合も含む。

注3：「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(充電インフラ等導入事業)」、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金(充電インフラ整備事業)」、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(充電設備)(以下、「充電インフラ補助金」という。)のことをいう。

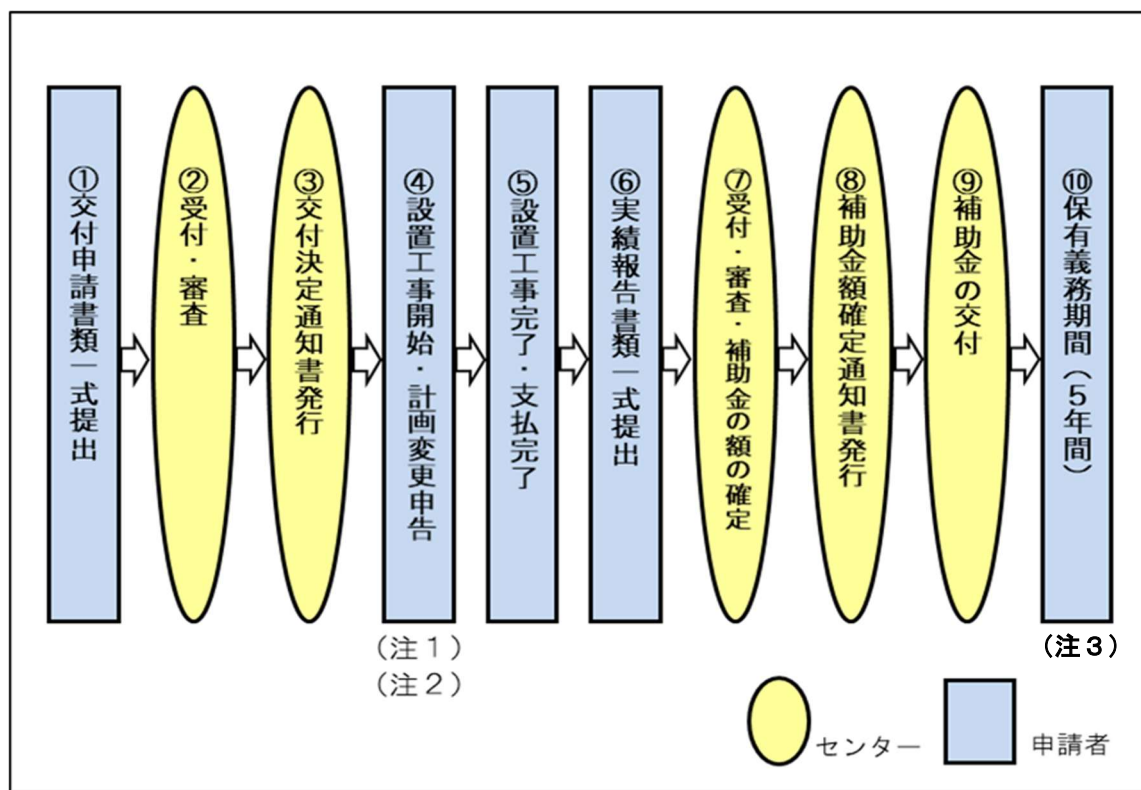
注4：2024年8月経済産業省・国土交通省公表「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」

【標準的な整備内容】

- ・ 充電器を有する施設について、当該施設の駐車区画のうち少なくとも一つの区画は、その有効幅を350cm以上とすること。
- ・ 充電器の設置面と駐車区画との間に、2cmを超える段差を設けないこと。
- ・ 充電器の前に衝突防止パイプを設置する場合にあっては、車椅子使用者がパイプ間を通行できるよう80cm以上の間隔を設ける等、充電器までのアクセス性を確保すること。
- ・ 排水のための勾配が必要な場合を除き、舗装はできる限り水平とすること。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項 : 全事業共通

3-1. 補助事業の流れ



注1：全ての事業において充電設備防護用部材の発注および設置工事の施工開始は交付決定日後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備防護用部材の搬入や充電設備防護用部材等設置の基礎工事などの準備や充電設備防護用部材等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注2：交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「9-3. 計画変更」を参照してください。

注3：設置した充電設備防護用部材が単価50万円以上の場合には保有義務期間5年を満了する必要があります。尚、充電設備防護用部材が単価50万円未満の場合でも充電器設備の保有義務期間の満了まで充電設備防護用部材および付帯設備等を維持・保有することに努めて下さい。

3-2. 交付申請

- ・「交付申請」とは、本事業の補助金交付の決定を受けるための申請をいいます。
- ・申請される方は、交付申請期間内に当センター「バリアフリー公募」メールアドレスに、「バリアフリー公募交付申請書」および必要書類の添付し、メールにて提出してください。

【バリアフリー公募メールアドレス】 b-free_06j@cev-pc.or.jp

3-3. 交付申請期間

令和6年10月17日（木）13時 ～ 令和6年11月11日（月）13時

上記、最終提出期限までにセンターにメールが到着した申請が有効です。なお、申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、交付申請期間中であっても終了する場合があります。その場合は、センターのホームページ上で告知します。

なお、事業ごとに交付申請の受付期間を見直す場合があります。

3-4. 交付申請の受付等

- ・受付候補となった交付申請は、入力情報および提出書類ならびにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・受付候補となった申請の一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・センターからの指示に従わず、指定した期間内に書類の不備等が修正されない場合は、センターは厳正に対処し、交付申請を無効とします。センターの指示および不備の修正は速やかに対応してください。
- ・受付候補となる交付申請は、各配分予算額に達するまで受付を行います

3-5. 交付申請の審査等

- ・ 不備不足なく受付された交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが交付額の算定をし、交付決定されます。
- ・ センターは、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。
- ・ 交付決定は、センターが指定する以下の期間内を目途に順次行います。
令和6年 11月中旬 ~ 令和6年 11月下旬

ただし、受付された申請件数により審査が集中する場合はこの限りではありません。
また、申請の内容により審査に時間を要するもの、申請内容が不適切として申請者に対してその連絡を行ったものについてもこの限りではありません。

3-6. 交付決定通知書発行

- ・ 交付が決定した申請者に交付決定通知書を発行し、郵送にて申請者宛に通知します。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、交付決定通知書にて確認してください。交付決定に条件が付された場合は、その条件を履行する必要があります。
- ・ 交付決定に付された条件が指定した期限までに履行されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

3-7. 充電設備防護用部材の発注および設置工事の施工開始

- ・ 交付決定日後に新規で購入する充電設備防護用部材の発注および充電設備防護用部材の設置工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電設備防護用部材の搬入や充電設備防護用部材等設置の基礎工事などの準備や充電設備防護用部材等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-8. 計画変更の申告

- ・ 原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・ 申請者は、交付決定日後に、交付決定の内容を変更する場合は、速やかにメールにて「変更届出書（様式J15）」、「計画変更申告書（様式J14）」、「計画変更承認申請（様式J16）」のいずれかをメールにて送信してセンターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
- ・ 計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・ 補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないように、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・ 詳しくは、「9-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-9. 設置工事の完了・支払の完了

- ・ 設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備防護用部材が間隔80cm以上の状態である事をいいます。
- ・ 支払の完了とは、充電設備防護用部材と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

3-10. 実績報告

- ・ 実績報告とは、充電設備防護用部材の設置工事を完了し、充電設備防護用部材の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させた後、センターに実績の報告をする事をいいます。
- ・ 実績報告については、工事または支払い完了の日から30日以内を目処に行ってください。
- ・ 実績報告の最終報告期限については以下の通りになります。

令和7年 1月31日（金）

上記の日を超えることは出来ません。最終報告期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3-1-1. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-1-2. 補助金額確定通知書発行

- ・「3-1-1. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

3-1-3. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
- ・原則として、申請者名義の口座に限ります。
- ・補助金が交付された申請は、設置場所名称、設置場所住所をセンターのホームページ上で公表します。

4. 補助対象事業、補助対象経費

4－1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率

本補助事業は、充電設備防護用部材の購入費と充電設備防護用部材の設置工事費を補助対象経費とし、表－1 補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備防護用部材の設置工事の内容は、「4－7. 充電設備防護用部材等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。

・「定額（1／1以内）」とは、充電設備防護用部材を申請者が購入した費用と設置工事のセンターが審査した補助金額の合計と補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

【充電設備防護用部材を設置対象の充電設備1基あたり補助金交付上限額】

高速道路(SA・PA)：50万円 / 道の駅：20万円

表－1 補助対象事業、補助対象経費および補助率について

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅への <u>充電 設備防護用部材設置 事業</u> (経路充電)	充電設備防護用部材の購入費 新規に充電設備防護用部材を購入する場合対象です。	定額 (1／1以内)
	充電設備防護用部材の設置工事費 (1) 充電設備防護用部材設置工事費 (2) 充電設備防護用部材撤去や移動、処分にかかる係る費用 (3) その他設置工事にかかる費用	

4-2. 既設充電設備防護用部材の財産処分手続き

- ・新しい充電設備防護用部材に入替設置することにより、センターから補助金^(注1)の交付を受けて設置した既設充電設備防護用部材が「処分を制限された取得財産等」(取得価格が50万円以上付帯設備)にあたる場合、その充電設備防護用部材を保有義務期間中に処分する際は財産処分の手続き^(注2)を行う必要があります。
- ・センターからの補助金を受けず自費で設置した既設充電設備防護用部材は、財産処分の手続きは必要ありません。

注1：「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(充電インフラ等導入事業)」、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金(充電インフラ整備事業)」、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(充電設備)(以下、「充電インフラ補助金」という。)のことをいう。

注2：「充電インフラ補助金」の財産処分の手続きについては、センターのホームページ内の充電インフラ補助金のページに掲載していますので確認してください。

4-3. 充電設備防護用部材の補助金交付額の算定

充電設備防護用部材の購入費に対する補助金の交付額は、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

充電設備防護用部材の購入費(税抜)×補助率(定額(1/1以内))
 ただし、充電設備防護用部材設置工事費と合算した補助額は各事業の補助金交付上限額までとします
【充電設備防護用部材を設置対象の充電設備1基あたり補助金交付上限額】
 高速道路(SA・PA)：50万円 / 道の駅：20万円

申請者(リースの場合は使用者(契約者))の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備防護用部材の利益は、利益等排除の対象となります。

(詳細は、「5-13. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。)

4－4. 設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、工事の見積書または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象工事である充電設備防護用部材設置工事費（充電設備防護用部材設置・撤去・移動、処分にかかる係る費用およびその他設置にかかる費用）を補助金交付額とします。ただし、充電設備防護用部材購入費（税抜き）と合算した補助額は各事業の補助金交付上限額までとします。

【充電設備防護用部材を設置対象の充電設備1基あたり補助金交付上限額】

高速道路(SA・PA)：50万円 / 道の駅：20万円

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、「5－13. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

4－5. 充電設備防護部材等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

補助対象とする工事は、申告された充電設備防護用部材等設置にかかる工事になります。

今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用は補助対象外となりますので見積書・請求書、交付申請額に含めないようにして下さい。

（見積書・請求書には「充電設備防護用部材本体」「充電設備防護用部材設置工事」以外の内訳は記入不要ですが、「今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用が見積書・請求書・申請金額に含まれていないこと」を申請書で誓約していただきます。

申請内容は見積書・請求書と一致している必要があります。

なお、工事の申告を入力する前に必ず以下の内容を確認してください。

・「4－6. 充電設備防護用部材等設置工事の要件」は、工事要件の詳細を記載しています。

4－6. 充電設備防護用部材等設置工事の要件

充電設備防護用部材等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 防護用部材設置工事

- ・ 金属製に限る。
- ・ 急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること。

5. 交付申請の提出書類：全事業共通

5-1. 申請書類の提出

当センター「バリアフリー公募」メールアドレスに、バリアフリー公募交付申請書および必要書類の添付^(注1)し、メールを送信してください。

【バリアフリー公募メールアドレス】b-free_06j@cev-pc.or.jp

※メール送信で申請が完了となりますので、書類の郵送は必要ありません。

受付候補となった交付申請は、提出書類およびその内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。

注1：センターが認める添付のファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

5-2. 提出書類の注意事項

- ・ 交付申請は補助金が交付された充電設備の交付決定番号単位で申請して下さい。
同一設置場所で異なる年度に複数回充電設備を設置して、複数の充電設備防護用部材設置工事を申請する場合は、交付決定番号ごとに申請する必要があります。
- ・ 提出された書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行い提出した書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換して提出してください。
- ・ 提出書類において、「本補助金の事業開始日以降の日付の記載」とある場合は、令和6年1月31日(水)以降の日付を記載する必要があります。

5-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、メールに添付してください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をお願いします。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）本人確認書等
 - 原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積り書、請求書、契約書等の一部
 - 受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
 - ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

- 5-4：バリアフリー公募交付申請書
- 5-5：申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）
- 5-6：充電設備防護用部材本体の購入にかかる見積書
- 5-7：充電設備防護用部材の設置工事にかかる見積書
- 5-8：要部写真

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 5-9：充電設備防護用部材を設置する土地が借地の場合
（土地の利用に関する許諾書等）
- 5-10：地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合
- 5-11：共同で申請する場合
- 5-12：リース契約に基づく申請の場合
（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）
- 5-13：自社または資本関係にある会社から調達する場合
（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）
- 5-14：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合
- 5-15：地方公共団体が入札前に申請する場合
- 5-16：地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合

5-4. バリアフリー公募交付申請書

必要事項を記入し書類をメールに添付し、提出してください。

- ・ 過去に補助金が交付された際の交付決定番号
- ・ 申請者に関する事項
- ・ 共同申請者に関する事項
- ・ 手続代行者に関する事項
- ・ リース契約に関する事項（申請者がリース会社である場合に記入）
- ・ 充電設備防護用部材設置工事に関する事項
- ・ 利益等排除に関する事項（申請者が法人である場合に記入）（充電設備防護用部材本体）
- ・ 利益等排除に関する事項（申請者が法人である場合に記入）（充電設備防護用部材設置工事）
- ・ 充電設備防護用部材本体および充電設備防護用部材設置工事の補助金申請額
- ・ 申請要件等の確認

5-5. 申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）

- ・ 申請者の区分ごとに異なります。

5-5-1. 申請者が地方公共団体の場合

以下に示す書類をメールに添付し、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、計２つの書類を提出する必要があります。

番号	書類	条件
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体のホームページ ・ 広報誌等 	地方公共団体の名称、長の氏名、住所が確認できること
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号指定通知書 ・ 経済産業省の g B i z I N F O よりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等 ・ 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等 	法人番号（13桁）が確認できること

【注意事項】

- ・ 交付申請時に法人番号（13桁）の入力が必要です。
履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。

5-5-2. 申請者が法人の場合

以下に示す書類をメールに添付し、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、および（３）の計３つの書類をメールに添付し、提出する必要があります。

番号	書類	条件
(1)	・ 履歴事項全部証明書 ・ 現在事項全部証明書	3ヶ月以内の発行のものに限る
(2)	・ 法人番号指定通知書 ・ 経済産業省のgBizINFOよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等 ・ 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等	法人番号（13桁）が確認できること
(3)	・ 役員名簿（様式J33）	「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を入力すること
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支社・支店等からの申請は、「5-10. 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合」を参照してください。 ・ 交付申請時に法人番号（13桁）の入力が必要です。 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。 ・ 役員名簿は、センターホームページの操作ガイド「申請者：役員名簿」を参照して間違いのないように記入してください。 ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。 		

5-5-3. 申請者が個人の場合

以下に示す書類をメールに添付し、提出してください。

提出は、下記の表の（１）～（６）の中から１つ選択し、書類を提出する必要があります。

番号	書類	条件
（１）	運転免許証	有効期限内のものに限る 表裏両面のデータがあること
（２）	印鑑登録証明書	３ヶ月以内の発行のものに限る
（３）	住民票	３ヶ月以内の発行のものに限る 個人番号の記載のないもの
（４）	パスポート	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ
（５）	マイナンバーカード	表面のみ（個人番号が記載されている裏面は提出しないでください。）
（６）	住民基本台帳	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること

5－6. 充電設備防護用部材本体の購入にかかる見積書

- ・ 充電設備防護用部材を充電設備防護用部材販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書をメールに添付し、提出してください。
- ・ 充電設備防護用部材を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電設備防護用部材の見積が明記されている場合は提出不要です。
- ・ 今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用は補助対象外となりますので見積書に含めないようにして下さい。
- ・ 今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用が見積書・請求書・申請金額に含まれていないことを申請書で誓約していただきます。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・ 充電設備防護用部材販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・ 振込であることの記載

《見積金額》

- ・ 見積金額（税抜）の記載

- ・ センターは提出された見積書をもとに審査を行います。販売会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「9－1. 申請取下げ」を参照してください。）
- ・ 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

5-7. 充電設備防護用部材の設置工事にかかる見積書

- ・申請者宛の充電設備防護用部材等設置工事（補助対象経費の工事のみ）の見積書をメールに添付し、提出してください。
- ・特に工事内容の内訳の記入は不要ですが、設置工事の見積書に充電設備防護用部材本体の見積も記載されている場合は「充電設備防護用部材本体」「充電設備防護用部材設置工事」は分けて記入して下さい。
- ・今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用は補助対象外となりますので見積書に含めないようにして下さい。
- ・今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用が見積書・請求書・申請金額に含まれていないことを申請書で誓約していただきます。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《見積金額》

- ・見積金額（税抜）の記載

- ・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。工事内容および工事施工会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

5－8. 要部写真

下記に示す要部写真の画像データをメールに添付し、提出してください。
センターが認めるアップロードのファイル形式は、「J P E G」「P N G」の2種類になります。

【提出が必要な写真】

《既設充電設備防護用部材》

- (1) 既設充電設備および既設充電設備防護用部材全景が確認できる写真
- (2) 標尺などを使用し、既設充電設備防護用部材の間隔幅が80 cm未満であることが確認できる写真

- ・ 要部写真は工事の計画を確認するために必要なものです。事業開始日（令和6年1月31日）以降に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- ・ 人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、加工（予定場所を枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・ 提出の際、撮影情報データ（E x i f ファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様をお願いします。（GPS座標を残し提出することを推奨）
- ・ 撮影した写真は、メール添付して提出してください。

- ・ 充電設備防護用部材等設置工事施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真の提出をお願いします。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

5-9. 充電設備防護用部材を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

借地に単価50万円以上の充電設備防護用部材を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備防護用部材の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です。

単価50万円未満の充電設備防護用部材を設置する場合は、土地の利用に関する許諾のみを土地所有者から得ることが必要です。

土地の利用に関する許諾を証する書類をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・賃貸人名の記載

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・充電設備設置防護用部材を許諾していることの記載

《期間》

- ・単価50万円以上の充電設備防護用部材の場合は設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・許諾書の作成日の記載

5－10. 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合

- ・地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等が申請者となる場合は、以下に示す（１）（２）の書類をメールに添付し、提出してください。なお、本人確認書類として提出した書類に支庁・支所・出張所等または支社・支店等の記載がない場合は、（３）の書類が必要になります。

（１）「地方公共団体または法人申請に係る代表者から申請者への委任」

- ・「地方公共団体または法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式J02）」をメールに添付し、提出してください。

（２）支庁・支所・出張所等または支社・支店等名義の銀行口座が存在することが確認できる書類

- ・申請者である支庁・支所・出張所等または支社・支店等名義の銀行口座が存在することが確認できる書類（通帳等の該当ページ等）をメールに添付し、提出してください。

（３）地方公共団体における支庁・支所・出張所または法人の支社・支店等が存在することが確認できる書類

- ・本人確認書類として提出する登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）に地方公共団体における支庁・支所・出張所等および法人の支社・支店等の記載がない場合は、その支庁・支所・出張所等および支社・支店等が存在することが確認できる書類（事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等）をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《法人名》

- ・申請者となる地方公共団体または法人名の記載

《所在地》

- ・本庁等または本店等の所在地の記載

《支社・支店等の名称》

- ・支庁・支所・出張所等および支社・支店等の名称の記載

《所在地》

- ・支庁・支所・出張所等および支社・支店等の所在地の記載

5-11. 共同で申請する場合

- ・一つの申請において、充電設備防護用部材等設置工事の補助対象経費を分担する場合^(注1)、共同して申請を行うことができます。
- ・共同申請の場合は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者（充電設備の所有者）を決定してください。なお、申請は当該代表者が行う必要があります。
- ・共同申請者（個人の場合を除く。）は、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付金額等）がオープンデータとしてg B i z I N F Oに公表されることへの了承をしなければなりません。
- ・財産処分等^(注2)により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

5-11-1. 提出書類

共同申請を行う場合は、「5-4 バリアフリー補助金申請書」の「共同申請がある場合」の欄にチェックを入れ、以下に示す（1）、（2）の書類をメールに添付し、提出してください。

（1）「共同申請書」

- ・「共同申請書（様式J08）」をメールに添付し、提出してください。

（2）共同申請者の本人確認書類

- ・共同申請者の本人確認書類をメールに添付し、提出してください。（「5-5. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）、法人番号を証する書類をメールに添付し、提出してください。

注1：充電設備防護用部材等設置工事の補助対象経費を分担する場合とは、例えば充電設備防護用部材の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行った充電設備防護用部材等設置工事の補助対象経費を負担する方が複数いる場合を指します。

注2：「10. 財産処分の手続」を参照してください。

5-12. リース契約に基づく申請の場合（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）

- ・リース契約にて充電設備防護用部材の取得を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払われます。
- ・リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下げを反映させなくてはなりません。

5-12-1. 提出書類

リース契約が含まれる申請の場合は、「5-4 バリアフリー補助金申請書」の「リース契約に関する事項」に記入の上、以下に示す（1）（2）の書類をメールに添付し、提出してください。なお、充電設備防護用部材を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合は、（3）の書類が必要になります。

（1）申請者がリース事業を生業とすることを証する書類

- ・「5-5. 申請者本人確認書類」に示す法人の本人確認書類（履歴事項全部証明書等）に記載がある場合は代用することも可能です。

（2）リースの使用者（契約者）の本人確認書類

- ・リースの使用者（契約者）の本人確認書類をメールに添付し、提出してください。（「5-5. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・リースの使用者（契約者）が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）「役員名簿」をメールに添付し、提出してください。

（3）土地の利用に関する許諾を証する書類

充電設備防護用部材を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合、リースの使用者（契約者）が土地所有者から許諾を得ることが必要です。

リースの使用者（契約者）は「5-9. 充電設備防護用部材を設置する土地が借地の場合」に示す書類をセンターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。

申請者は確認後、メールに添付し提出してください。

※リース契約の場合は、リース会社が補助対象経費を支払う者となりリース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしません。

5-13. 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、申請者自身の利益が含まれていることは、補助金交付の目的上、好ましくありません。

申請者が自社または資本関係にある会社から調達（充電設備防護用部材の購入および設置工事）を受ける場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係にある場合、利益等排除の対象になります。

利益等排除は、申請者と資本関係にある会社とで議決権のある株式を保有している関係性（持株比率）による区分によって、利益等排除の方法が異なります。

このため、調達先ごとに該当する区分がある場合、申告する必要があります。

5-13-1：充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

5-13-2：充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合
 なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います

5-13-3：設置工事を資本関係のある工事施工会社から調達する場合

申請者は、持株比率を確認し、下記の利益等排除の区分を選択してください。

【利益等排除の区分】

（1）申請者が自社調達の場合

- ・申請者が自社の製造している充電設備防護用部材を設置する場に限りです。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・2社間の関係で持株比率が100%に限りです。

（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・2社間の関係で持株比率が100%未満20%以上に限りです。

5-13-1. 充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備防護用部材メーカーから調達する場合

申請者が充電設備防護用部材メーカー（自社含む。）との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備防護用部材メーカーおよび充電設備防護用部材販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備防護用部材メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	補助対象外経費とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注1) から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注1) から利益相当額の排除を行います。

注1：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-13-1-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(1) 申請者の自社調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をメールに添付し、提出して下さい。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備防護用部材メーカー名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出して下さい。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出して下さい。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある充電設備防護用部材メーカー名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備防護用部材メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5-13-2. 充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備防護用部材販売会社から調達する場合

申請者が充電設備防護用部材販売会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備防護用部材メーカーおよび充電設備防護用部材販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注2) から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注2) から利益相当額の排除を行います。

注2：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-13-2-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある充電設備防護用部材販売会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備防護用部材販売会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-13-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合

申請者が工事施工会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注1) から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^(注1) から利益相当額の排除を行います。

注1：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-13-3-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 利益等排除申告書（様式J30）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をメールに添付し、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

ウ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をメールに添付し、提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5-14. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、交付申請を行った後に手続代行者を申請することはできません。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、「5-4 バリアフリー公募交付申請書」の「手続代行者に関する事項」に記入してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とはなりません。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者のみに連絡します。手続代行者と連絡が取れない場合は、交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に手続きを代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、手続代行者としての申請がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請内容に関するセンターからの連絡や説明はできません。
- (7) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5-15. 地方公共団体が入札前に申請する場合

地方公共団体が申請者となり、入札前に申請する場合の提出書類についての補足説明になります。

5-15-1. 提出書類

5-15-2：予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

5-15-3：充電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）

5-15-2. 予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

入札前の申請の場合、充電設備防護用部材等設置工事にかかわる予算を確保されていることを証する書類をメールに添付し、提出してください。

補正予算等でまだ予算を確保していない場合は、議会に提出予定の予算を確保することを証する書類を提出してください。なお、予算を確保したのち速やかに「状況等報告」に内容を記入の上、予算書とともにメールに添付し、提出してください。

5-15-3. 充電設備備防護用部材と設置工事の「設計書」（見積書等）

- ・入札前で工事施工会社作成の見積書の提出ができない場合^(注1)、予算を組む際に地方公共団体が作成する「設計書」または、工事施工会社に依頼して作成した「見積書」（設計書と同等）をメールに添付し、提出してください。
- ・設計書（見積書等）は、センターが求める「5-6. 充電設備防護用部材本体の購入にかかる見積書」「5-7. 充電設備防護用部材の設置工事にかかる見積書」と同様になります。
- ・公共工事費の積算方法における「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目を明確に計上し、その内訳を設計書に記載してください。比率等で計上した場合は、補助対象経費とはなりません。
- ・入札をした結果、充電設備防護用部材のメーカー名、型式等が変更になった場合、速やかに「計画変更申告」をメールに添付し、センターへ申告してください。

注1：入札後、工事施工会社が決定した際は、速やかに「状況等報告」をメールに添付の上、センターに報告をしてください。

5-16. 地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合

充電設備防護用部材設置完了後からの委託契約期間を示す必要があります。申請者は、以下（２）に示す地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに（１）「状況等報告（様式Ｊ３２）」に契約期間を記載の上、メールに添付し、提出してください。

（１）「状況等報告」提出

- ・ 地方公共団体と指定管理者の契約期間を「状況等報告」に記入の上、メールに添付し、報告してください。

（２）地方公共団体と指定管理者の契約期間が記載された書類

【記載の必須項目】

《地方公共団体》

- ・ 充電設備防護用部材を管轄する地方公共団体名称の記載

《指定管理者》

- ・ 申請者名の記載

《作成日：契約日》

- ・ 契約書の作成日および２者間で契約した日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《契約期間》

- ・ 契約期間の記載

6. 「高速道路 SA・PA 等」への充電設備防護用部材設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路 SA・PA ^(注1) 及び道の駅等への充電設備設置防護用部材事業 (経路充電)
事業内容	「高速道路 SA・PA 等」における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための <u>充電設備防護用部材設置事業</u>
申請できる方	地方公共団体、法人、個人
補助対象経費	<u>充電設備防護用部材</u> の購入費および設置・移動・撤去工事費
補助上限額	充電設備防護用部材を設置対象の充電設備 1 基あたり 補助金交付上限額 50 万円

注 1：「高速道路 SA・PA 等」とは、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する高速道路株式会社 6 社が管理する道路および地方道路公社法第 1 条（平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号）に規定する地方道路公社が管理する道路の SA・PA および隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

注 2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

7. 「道の駅」への充電設備防護用部材設置事業の説明と

提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備防護用部材設置事業 (経路充電)
事業内容	「道の駅」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備防護用部材設置事業
申請できる方	地方公共団体、法人、個人
補助対象経費	<u>充電設備防護用部材</u> の購入費および設置・移動・撤去工事費
補助上限額	充電設備防護用部材を設置対象の充電設備1基あたり 補助金交付上限額20万円

注1：国土交通省に登録されている「道の駅」が事業の対象になります。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

8. 実績報告の提出

8－1. 実績の報告に必要な書類の提出

当センター「バリアフリー公募」メールアドレスに、バリアフリー公募実績報告書^{注1)}および必要書類を添付^(注2)し、メールにて、センターへ提出してください。
報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。

【バリアフリー公募メールアドレス】 b-free_06j@cev-pc.or.jp

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認める添付のファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

8－2. 提出書類の注意事項

- ・実績報告は補助金が交付された充電設備の交付決定番号単位で申請して下さい。
同一設置場所で異なる年度に複数回充電設備を設置して、複数の充電設備防護用部材設置工事を申請する場合は、交付決定番号ごとに申請する必要があります。
- ・提出された書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行い提出した書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換して提出してください。

8-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、メールに添付し、提出してください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をお願いします。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書等
 - 原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積り書、請求書、契約書等の一部
 - 受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
 - ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 8-4：バリアフリー公募実績報告書
- 8-5：充電設備防護用部材本体の発注書
- 8-6：充電設備防護用部材本体の請求書
- 8-7：充電設備防護用部材本体の支払を証する領収書
- 8-8：工事費の請求書
- 8-9：工事費の支払を証する領収書
- 8-10：充電設備等設置防護用部材工事完了報告書（様式J09）
- 8-11：要部写真
- 8-12：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）
- 8-13：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 8-14：リース契約に基づく報告の場合
（貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）等）
- 8-15：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合
（利益等排除申立書（様式J31））
- 8-16：地方公共団体が実績報告する場合

8－4. バリアフリー公募実績報告書

必要事項を記入し書類をメールに添付し、提出してください。

- ・ 申請者に関する事項
- ・ 共同申請者に関する事項
- ・ 手続代行者に関する事項
- ・ 充電設備防護用部材設置工事に関する事項
- ・ 充電設備防護用部材本体および充電設備防護用部材設置工事の補助金見込額
- ・ 振込先

8－5. 充電設備防護用部材本体の発注書

- ・ 申請者（発注者）が交付決定日後に発注した充電設備防護用部材の発注書をメールに添付し、提出してください。
- ・ 充電設備防護用部材および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・ 申請者名の記載

《発注日》

- ・ 交付決定日後である日付の記載

《発注先》

- ・ 見積書と同一の販売会社名であることの記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備防護用部材》

- ・ 発注した基数の記載

8-6. 充電設備防護用部材本体の請求書

- ・「バリアフリー公募実績報告書」の「充電設備防護用部材本体および充電設備防護用部材設置工事の補助金見込額」に記入の上、充電設備防護用部材を充電設備防護用部材販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書をメールに添付し、提出してください。

充電設備防護用部材を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

- ・今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用は補助対象外となりますので請求書に含めないようにして下さい。
- ・「今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用が見積書・請求書・申請金額に含まれていないこと」を実績報告書で誓約していただきます。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・充電設備防護用部材販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《請求金額》

- ・請求金額（税抜）の記載

- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

8－7. 充電設備防護用部材本体の支払を証する領収書

- ・ 充電設備防護用部材を充電設備防護用部材販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書をメールに添付し、提出してください。充電設備防護用部材を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電設備防護用部材の支払を合算している場合は、提出不要です。

(1) 充電設備防護用部材本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・ 充電設備防護用部材販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備防護用部材購入費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

8－8. 工事費の請求書

- ・「バリアフリー公募実績報告書」の「充電設備防護用部材本体および充電設備防護用部材設置工事の補助金見込額」に記入の上、申請者宛の充電設備防護用部材等設置工事（補助対象経費の工事のみ。）の請求書をメールに添付し、提出してください。
- ・特に工事内容の内訳の記入は不要ですが、設置工事の請求書に充電設備防護用部材本体の請求も記載されている場合は「充電設備防護用部材本体」「充電設備防護用部材設置工事」は分けて記入して下さい。
- ・今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用は補助対象外となりますので請求書に含めないようにして下さい。
- ・「今回申告された充電設備防護部材設置工事以外の費用が見積書・請求書・申請金額に含まれていないこと」を実績報告書で誓約していただきます。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《請求金額》

- ・請求金額（税抜）の記載

- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

8－9. 工事費の支払を証する領収書

- ・申請者宛の充電設備防護用部材等設置工事の領収書をメールに添付し、提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備防護用部材等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備防護用部材等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「○月○日振込（領収）分」の記載

《設置場所名称》

- ・但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備防護用部材設置工事費として認められた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

8－10. 「充電設備防護用部材等設置工事完了報告書（様式J09）」

- ・申請者は、工事施工会社ごとに、充電設備防護用部材の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・「充電設備防護用部材等設置工事完了報告書（様式J09）」に工事施工会社は必要情報を入力後、工事前、完了の写真を添付後、センターが認めるファイル形式に変換して申請者に提出してください。申請者は確認後、メールに添付し、提出してください。
- ・作成日は、設置工事完了日以降である必要があります。
- ・充電設備防護用部材等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を添付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（充電設備防護用部材本体の設置を行った工事施工会社は、充電設備防護用部材設置の工事前、完了の写真を添付してください。）
- ・設置工事費として申告している場合は、充電設備防護用部材の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社からの報告書は不要です。

8－11. 要部写真

- (1) 既設充電設備および既設充電設備防護用部材全景が確認できる写真
 - (2) 標尺などを使用し、既設充電設備防護用部材の間隔幅が80 cm以上であることが確認できる写真
- ・要部写真は工事が完了したことを確認するために必要なものです。実際に撮影した写真データのみ提出してください。また交付申請時に提出した写真と同アングルで撮影した写真の提出をお願いします。
 - ・人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、予定場所を枠で囲むことなども含む加工および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
 - ・提出の際、撮影情報データ（Exifファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様をお願いします。（GPS座標を残し提出することを推奨）
 - ・撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
 - ・要部写真は全てカラーで提出してください。

8－12.「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」

- ・ 補助金の交付を受けて設置した全ての充電設備防護用部材、および充電設備防護用部材設置工事のうち、取得価格（物品の単価）が50万円以上のものがある場合、申請者は「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」にデータを入力しメールに添付して提出して下さい。
- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

8－13. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・「8-4 バリアフリー公募実績報告書」の「振込先」に記入の上、補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをメールに添付し、提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 (一般的には通帳の表紙+表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います。)
インターネットバン キング等により通帳 がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
当座預金で通帳がない 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 (一般的には通帳の表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います) ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
地方公共団体などで 通帳やそれに準ずる 書類が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 	

8－14. リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細書 （様式J12）等）

リース契約が含まれる実績報告は以下に示す（1）（2）の書類をメールに添付し提出して下さい。

（1）「貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）」

- ・「貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）」項目にリース契約書を基にデータを記入の上、メール添付し、提出してください。
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映されていることを証明する必要があります。

（2）充電設備防護用部材およびその設置工事のリース契約書

リース契約成立後の契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。

なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・申請者名の記載

《賃借人》

- ・リースの使用者名の記載

《充電設備防護用部材情報》

- ・充電設備防護用部材メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載

契約書にリース対象の充電設備防護用部材情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、充電設備防護用部材が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所名称》

- ・リース物件の使用場所が、申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《リース期間》

- ・保有義務期間（5年間）以上であることの記載（新規設置する充電設備防護用部材が単価50万円以上の場合）

《総額リース料金》

- ・リース料金総額の記載

《補助金の充当》

- ・リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映させていることがわかる料金の記載

8－15. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合 (利益等排除申立等)

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類をメールに添付し、提出して下さい。

8－15－1. 充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合

(1) 申請者の自社調達の場合

ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 利益等排除申立書

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出して下さい。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出して下さい。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

8-15-2. 充電設備防護用部材を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備防護用部材販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備防護用部材販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

8-15-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達した場合(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合ア. 利益等排除申立書（様式J31）

必要事項を記入の上、メールに添付し、提出して下さい。

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

8－16. 地方公共団体が実績報告する場合

地方公共団体が申請者となる場合、または地方公共団体が所有する施設等の指定管理者が申請者となる場合の提出書類についての補足説明になります。

8－16－1. 提出書類

8－16－2：交付決定日後に充電設備防護用部材を発注したことが分かる書類

8－16－3：充電設備防護用部材本体、工事費の支払証憑

8－16－2. 交付決定日後に充電設備防護用部材を発注したことが分かる書類

「8－5. 充電設備防護用部材本体の発注書」の提出ができない場合は、下記に示す書類を提出してください。

- ・工事請負契約書

請負者（工事施工会社）と発注者（地方公共団体）との契約書を提出してください。契約した日付、発注者、発注先、設置場所名称、充電設備防護用部材のメーカー名、型式、基数等が確認できることが必要です。工事請負契約書に、充電設備防護用部材のメーカー名、型式、基数等の記載がない場合は、別紙にて発注したことを証する書類の提出を求めます。

- ・入札後の申請で交付決定日前に請負者（工事施工会社）と契約を締結している場合、申請者が交付決定日後に、請負者（工事施工会社）から充電設備防護用部材メーカーへの発注書を上記の書類とあわせて提出してください。

8－16－3. 充電設備防護用部材本体、工事費の支払証憑

「8－7. 充電設備防護用部材本体の支払を証する領収書」および「8－10. 工事費の支払を証する領収書」の提出ができない場合は、下記の書類を提出してください。

- ・申請者が工事施工会社へ振込を完了したことを証する書類（支出命令書等）。

振込金額（補助金対象経費）、振込先と振込元、支払完了日（振込日）、設置場所名称等が確認できることが必要です。

会計課等の決済処理の場合、支出命令書等とあわせて支払の手続きが完了していることを証する書類「支払システムの画面」を印刷し提出してください。

9. 取下げ・計画変更等

9－1. 申請取下げ

- (1) 申請者は、交付決定前に申請の取止または計画の中止をする場合、「状況等報告書（様式J32）」に内容を記入し、メールにて送信して申請を取止めてください。
- (2) 申請者は、交付決定日後に申請の取下げを行う場合、「補助金申請取下（様式J20）」をメールに添付し、センターへ申告してください。
交付決定日後においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合に「補助金申請取下（様式J20）」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内になります。
- (3) 交付決定日後に、上記（2）以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合は「計画変更承認申請書（様式J16）」にデータを入力し、メールに添付し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

9－2. 状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の遂行状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、「状況等報告書（様式J32）」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、メールに添付し報告する必要があります。

9-3. 計画変更

交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。下記に示す内容を確認の上、「変更届出書（様式J15）」、「計画変更申告書（様式J14）」、「計画変更承認申請（様式J16）」の各フォームに「変更内容」を記載し、センターにメールに添付し、申告する必要があります。その場合、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ・申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ・充電設備防護用部材設置場所名称の変更 ・地番から住所への変更等
「計画変更申告」	軽微な変更で、工事内容の変更 ・充電設備防護用部材のメーカー、型式の変更
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・交付決定日後の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者・工事内容等）に関わらない変更 ・減額などによる工事費の変更等

9-3-1. 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、交付申請期間内であれば再度申請を行うことができます。

(1) 申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 法人の合併による社名変更等
- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 申請者の死亡による相続

(2) リース契約の有無の変更

(3) 充電設備防護用部材の設置場所住所の変更

(4) 充電設備防護用部材販売会社および工事施工会社の変更

(5) 手続代行者の変更

10. 財産処分の手続

10-1. 処分を制限された取得財産等の処分

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「処分を制限された取得財産等」（取得価格が単価50万円以上の充電設備防護用部材および取得価格が単価50万円以上の付帯設備）を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。
- (2) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式J22）」をセンターへ提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- (3) センターが、処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (4) センターの承認を得ずに、処分を制限された取得財産等の処分を行なったことが判明した場合は、センターは補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (5) 次のア～エの処分は、センターが提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返還を不要と認めることがあります。
 - ア. 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災または過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ. 住宅及び建築物等に充電設備防護用部材が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備防護用部材の譲渡。
 - ウ. 申請者が所有していない土地に充電設備防護用部材が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備防護用部材の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備防護用部材が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
 - エ. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

10-2. 処分をする場合の手続と注意事項

(1) 手続について

- ・補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」を提出しなくてはなりません。

※必要に応じてセンターが「状況等報告書」を求めることがあります。

- ・センターは、「財産処分承認申請書（様式J22）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式J23）」をもって通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

※センターからの財産処分承認通知書の受領前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

- ・処分完了後、「状況等報告書」にてセンターに処分の内容を報告しなくてはなりません。

(2) 注意事項

ア. 補助金の扱い

- ・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返還しなければなりません。なお、期限までに返還しない場合は、返還期日から返還日までの日数に応じ、年利3%の割合で計算した延滞金が発生します。
- ・補助金の返還が完了するまで、同一申請者に対して新しい申請の補助金の交付は行ないません。
- ・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・補助金の返還の有無や返還額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づきセンターで決定します。

イ. センターの承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ・上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せて求めることがあります。

10-3. 取得財産等の譲渡

有償譲渡、無償譲渡を問わず、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、譲渡してはなりません。

10-4. 取得財産等の廃棄

廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

廃棄の場合、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

ただし、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、（被災（罹災）証明書、もしくは事故等の過失が補助金の交付を受けた方にないことが分かる証明書など）の提出、および廃棄後の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の提出を受けてセンターが認める場合は、補助金返還義務が生じないことがあります。

10-5. 取得財産等の移設

取得財産等の移設（設置場所の変更）をするときには、原則、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、移設してはなりません。

1 1 . 補助事業の経理

1 1 － 1 . 補助事業の経理の書類保管および処理等

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。
- (2) 補助金の交付を受けて実施した充電設備防護用部材等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額および支出額を記入し、補助金の用途を明らかにすることが必要です。
- (3) 会計帳簿等および収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類）は設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間いつでも閲覧できるように申請者が保管しなくてはなりません。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理（会計帳簿の管理など）が困難な場合でも、見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類を、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間、申請者が保管しなくてはなりません。
- (4) 本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」または法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な経理処理方法については税理事務所等にご相談ください。

12. 補助事業の調査

12－1. 実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金交付業務の適正な運営を図るために、補助金受給後の申請者に対し、充電設備防護用部材の設置場所、申請者の事務所などへ設置された充電設備防護用部材の使用および管理状況並びに会計帳簿等の収支に関する証拠書類の保管状況を立ち入り調査します。

申請者は、センターから調査実施の要請があった場合はこれに協力しなければなりません。

調査対象となる書類

- ・センターへ補助金交付申請をした書類一式（補助金交付申請書類、実績報告書類）
- ・センターが発行した公的書類一式

参考 1. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金
交付規程（充電設備）

制定 令和 6 年 5 月 1 6 日

（通則）

第 1 条 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金交付要綱（2 0 2 3 1 2 0 1 財製第 7 号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備等を設置する者に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（充電設備の定義）

第 3 条 充電設備とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 1 0 k W 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 二 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 1 0 k W 以下のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 三 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が 5 0 k W 以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 四 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 2 0 0 V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- 五 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(事業の内容)

第4条 補助事業の内容は、次に各号に掲げるものをいう。

- 一 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 「高速道路SA・PA」等（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PA及び隣接設置されたハイウェイオアシスに限る。）、「道の駅」（地方公共団体又は地方公共団体に代わり得る公的な団体が申請し、国土交通省の登録を受けた案内・サービス施設をいう。）、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」のうち、新設、電気自動車等の電欠防止の観点から特に重要な地点又は電気自動車等の普及に特に有効と考えられる場所における経路充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 二 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 「大規模商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 三 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電） 新築又は既存の共同住宅及び長屋（以下「マンション等」という。）に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）、月極駐車場、事務所・工場に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場並びに複数の地方公共団体や事業者が充電設備を共同で利用する駐車場（以下「共同利用充電拠点」という。）における基礎充電のための充電設備の設置事業をいう。

(交付の対象及び補助率)

- 第5条 センターは、民間団体等（地方公共団体、法人、個人）が行う前条に定める事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、センターが別に定める予算額の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。
- 2 前項の補助対象経費に係る充電設備は、一定の仕様に基づき生産されるものであって、その製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限り。
 - 3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付上限額)

- 第6条 補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。
- 2 センターは、前項のセンターが定める補助金交付上限額の範囲内で、充電設備の型式ごとに前条第2項の承認を行い、これを公表する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に指定する「令和6年第1期」及び「令和6年第2期」の申請期間内に、交付申請をしなければならない。

2 次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 一つの工事ごとに行われていること。

二 国の他の補助金と重複して申請していないこと。

三 充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。）

四 申請者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に該当していないこと。

五 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。

六 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。

イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

ハ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。

ニ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。

ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。

七 交付申請に係る充電設備は、今後、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。また、充電設備の発注は交付決定日後であること。

八 補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として金融機関振込とするに同意していること。ただし、前払い金等の一部の支払いについては、交付決定日前でも可とする。

九 充電設備の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。

十 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、センターに申告すること。

十一 充電設備の設置及びその支払いが第12条第1項に規定する実績の報告期限日までに完了すること。

十二 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）について、第16条第2項に規定する保有義務期間を満了できること。

十三 センターから求められた場合には、直ちに利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、

- センターが当該データを含む設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
- 十四 別表3の事業ごとの申請要件を満たしていること。
- 十五 別表4に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

- 第8条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、センターに申請された日を申請日とし、交付申請の審査を行うものとする。
- なお、選定は第7条第1項の「令和6年第1期」及び「令和6年第2期」の申請期間の区分ごとに行う。
- 2 センターは、前条第1項のセンターが別に指定する申請期間内にセンターに到着した申請について、センターが別に定める予算額の範囲において、センターが別に定める基準に従って優先的に受付候補となる申請を決定（以下「選定」という。）し、以下の各号により受付の可否等を判断するものとする。
- 一 所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とする。
 - 二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
 - 三 前号にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とする。
 - 四 前条第1項のセンターが別に指定する申請期間終了時点において、充電設備の設置場所が同一施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、補助金の不正受給防止の観点から故意・過失の有無を問わず、全ての重複する交付申請を無効とし、受付不可とする。
- なお、前条第1項のセンターが別に指定する申請期間のうち、既に終了した申請期間において申請の受付または交付の決定を受けている交付申請にかかる同一の設置場所への重複申請においても受付を不可とする。
- 3 センターは、前項において受付候補となった交付申請が受付不可の判断となる場合は、センターが別に定める予算額の範囲に達するまで、受付候補となる申請を決定することができるものとする。
- 4 センターは、第2項において受付となった交付申請について交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「交付審査等」という。）により、センターが別に定める予算額の範囲内において適切であると認めたときは、センターが別に定める期間内に交付の決定を行うものとする。ただし、センターが交付審査等を行うにあたり、確認等に時間を要する又は申請内容が不適切として申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。
- なお、交付審査等については、センターが別に定める。
- 5 第2項にて選定されなかった交付申請については、受付不可の旨を順次申請者へ通知するものとする。
- 6 前項により交付申請の受付不可の通知を受けた場合は、前条第1項のセンターが別に指定する申請期間内であれば、同一の事業及び同一の設置場所に係る交付申請をすることができるものとする。
- 7 センターは、第4項の交付の決定を行ったときは、センターが定める様式による補助金交付決定

通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

- 8 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 9 センターは、第7項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 10 第7項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 11 申請者は、前項に規定する交付決定日後に充電設備の発注及び施工の開始をしなければならない。
- 12 センターは、第7条第2項第十号の申告があった場合には、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 13 申請者は第4項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、前条第7項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前において、補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。
- 2 申請者は、前条第7項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターに申告しなければならない。
 - 3 センターは、前二項の申告があった場合は、第7条第1項の交付申請又は前条第4項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。
 - 4 申請者は、第1項及び第2項において取下げの手続きが完了した後に、交付申請の申請期間内であれば内容を変更し、再度交付申請ができるものとする。

(計画変更の承認等)

- 第10条 申請者は、第8条第7項の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付決定通知に係る申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターにあらかじめ計画変更の承認申請をし、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。なお、軽微な変更については、センターが別に定める。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況等報告)

- 第11条 申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、充電設備の設置工事の遂行状況等について、センターが定める様式による状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 第8条第7項の交付の決定の通知を受けた申請者は、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第10条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、センターが別に定める実績の報告期限日までに、実績の報告をセンターにしなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその報告が遅延する場合には、あらかじめセンターの指示を受けなければならない。
- 3 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 センターは、充電設備の設置に係る前条第1項の実績の報告があった場合は、第8条第2項第一号から第三号の規定により受付の可否等を判断するものとする。
- 2 前項において受付となった実績の報告に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 センターは、前項において第1項による実績の報告が交付の申請要件を満たしていないことが判明したときは、必要に応じて、申請内容や工事内容について改善等を指示することができる。
- 4 センターは第2項の補助金の額を確定したときは、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払いがあったときには、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく申請者に支払うものとする。
- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
- 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。ただし、センターが認める場合はその限りではない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 センターは、第10条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第8条第7項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第8条第4項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付の決定の通知に係る交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合及び交付の決定に付された条件に従わなかった場合。
- 三 交付の決定後に交付の申請要件を満たさないことが判明した場合。
- 四 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係

る交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

六 申請者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
- 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第五号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備及び付帯設備等（以下「取得財産等」という。）については、充電設備設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、センターが別に定める期間保有しなければならない。
 - 3 前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。
 - 4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、センターが定める様式による財産処分承認通知書により通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細書を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。
 - 6 センターは本規程に準じたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）を別表6に定め、補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者は、これを遵守するものとする。
 - 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入

があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

- 第17条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等を勘案して、センターが別に定める期間とする。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 4 センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表7に掲げるものにあつては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 前項による補助金の返還を求められた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 6 前項の返還の期限は、当該命令の通知日から20日以内とし、期限内に指示をした全額の返還がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。
- 7 前条第7項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
- 8 第6項の規定は、前条第7項及び前項による収入を納付させる場合において準用する。
- 9 センターは、第15条第4項、前条第3項、前条第7項及び第4項において、補助金の返還を求めた者及びそれに準ずる者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、その申請の補助金の交付を拒否することができる。

(手続代行者)

- 第18条 申請者は、第7条に規定する交付申請及び第12条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの一部の代行について、第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。
- 2 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(充電設備等設置事業の経理等)

- 第19条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電設備の設置事業(以下「充電設備等設置事業」という。)に関する経理についての帳簿を備え、充電設備等設置事業以外の経理と区分した上、充電設備等設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使

途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第20条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第5条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者、申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第21条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第22条 センターは、第7条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に定める予算額に満たないおそれがあると認めるときやその他の状況により、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

- 2 前項の交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

(補助金の返還)

第23条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従うものとする。

(個人情報保護等)

第24条 センター及びその職員は、本事業を通じ、申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第5条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。
- 3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第22条第3項における保存期間が経過した場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

第25条 センターは、申請者等及び工事施工会社等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

- 一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。
- 二 申請者等及び工事施工会社等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請もってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ、申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第27条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、充電インフラに関する調査を行うことができる。

(附 則)

この交付規程は、令和6年5月16日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表 1) 補助対象経費^(注1)の区分及び補助率

補助対象事業の区分	補助対象経費の区分	補助率
1. 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)	1. 充電設備の購入費	定額 (1/1以内) ^(注2)
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額 (1/1以内) ^(注2)
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	1. 充電設備の購入費	定額 (1/1以内) ^(注2) ^(注4) 又は 1/2以内
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額 (1/1以内) ^(注2)
3. マンション、月極駐車 場及び事務所・工場等 への充電設備設置事業 (基礎充電)	1. 充電設備の購入費	1/2以内
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、付帯設備工 事費、その他設置に係る費用	定額 (1/1以内) ^(注2)

注 1. 充電設備購入及び設置工事に係る契約に関しては、でき得る限りの競争に付し、設置費用の低減に努めること。

注 2. 定額については事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとに別にセンターが定める。

注 3. 設置工事費の詳細項目については別にセンターが定める。

注 4. 定格出力 90 kW 以上の急速充電設備の購入費に限る。

(別表 2) 補助金交付上限額^(注5)^(注6)

1. 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)
(1) 充電設備の購入費
急速充電設備：600万円
(2) 充電設備の設置工事費
①「高速道路 S A ・ P A 等」への設置工事費
特別な仕様に基づく工事の場合 ^(注7) ：3,700万円
特別な仕様に基づかない場合：400万円
②「道の駅」、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」への設置工事費

急速充電設備：400万円
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
（1）充電設備の購入費
急速充電設備：500万円
普通充電設備：35万円
充電用コンセントスタンド：11万円
充電用コンセント：7万円
（2）充電設備の設置工事費
急速充電設備：280万円
充電用コンセント（機械式駐車場内）・充電用コンセントスタンド・普通充電設備 ：135万円
充電用コンセント（平置き）：95万円
3. マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）
（1）充電設備の購入費
急速充電設備：250万円
普通充電設備：35万円
充電用コンセントスタンド：11万円
充電用コンセント：7万円
（2）充電設備の設置工事費
急速充電設備：140万円
充電用コンセント（機械式駐車場内）・充電用コンセントスタンド・普通充電設備 ：135万円
充電用コンセント（平置き）：95万円

注5. 複数口の充電設備における「購入費」及び複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注6. 高圧受変電設備を設置する場合の「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注7. 特別な仕様に基づく工事とは、当設置場所を管轄する国、地方公共団体、又は高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

（別表3）補助金の交付申請要件

補助対象事業	交付申請要件
1-1. 高速道路SA・PA、 道の駅、給油所 及び公道上への 充電設備設置事業 （経路充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道 ^(注8) に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、 ^(注9) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。

	<p>④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。</p> <p>⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。</p> <p>⑥設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備であること。</p>
<p>1-2. 空白地域への 充電設備設置事業 (経路充電)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①充電設備が公道^(注8)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>②充電設備の利用者を限定せず、^(注9)他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)</p> <p>③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。</p> <p>⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。</p> <p>⑥原則、充電設備が新規に整備される場所、電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則、道のり15km圏内^(注10)に上記①～⑤(④のただし書きを除く。)の要件を全て満たす充電設備(以下「公共用充電設備」という。)のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。</p> <p>⑦設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備であること。</p>
<p>2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①充電設備が公道^(注8)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>②充電設備の利用者を限定せず、^(注9)他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)</p> <p>③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、</p>

	<p>第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。</p> <p>⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。</p> <p>⑥急速充電設備を設置する場合は、定格出力50kW以上の充電設備であること。</p>
3-1. マンション等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置場所がマンション(共同住宅)等であることを証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>②充電設備の利用者は、当該マンション等の居住者又は当該駐車場の契約者に限られる。</p> <p>③分譲済のマンション等の場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。</p> <p>④設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドであること。</p>
3-2. 月極駐車場への 充電設備設置事業 (基礎充電)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置場所が月極駐車場であることを証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>②充電設備の利用者は、当該月極駐車場を賃借している者に限られる。ただし、月極駐車場を賃借していることで使用が可能となる共有区域に設置される充電設備については、この限りではない。</p> <p>③設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドであること。</p>
3-3. 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置場所が申請者の事務所・工場等であること。</p> <p>②充電設備の利用は、従業員の通勤車^(注10)又は申請者が所有する社有車^(注11)であること。</p>
3-4. 共同利用充電拠点への 充電設備設置事業 (基礎充電)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①充電設備は、当該充電設備を共同で利用する地方公共団体や事業者(以下「共同利用者」という。)が自由に入出りできる場所にあること。また、その設置場所は個人宅に付随する駐車場及び自宅兼事務所に付随する駐車場以外であること。</p> <p>②充電設備の利用は、共同利用者が所有する事業用の社有車^(注12)であること。</p> <p>③共同利用者は、複数者(三者以上)であること。 また、共同利用者であること及び充電設備を共同利用することを証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>④設置する充電設備は、急速充電設備であること。</p>

注 8. 主に、所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を除く。）土地の所有者が国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注 9. 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とすること。

注 10. 高速道路 S A ・ P A は含まない。

注 11. 「通勤車」とは、申請者となる地方公共団体又は法人に雇用され、業務に従事している者（取締役や役員は含まない。）が通勤用に利用する車のことをいう。

注 12. 「社有車」とは、申請者となる地方公共団体又は法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体又は法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

(別表 4) 交付申請に必要な添付書類

設備設置に係る交付申請をする場合の添付書類

- ① 充電設備購入費及び設置工事に係る見積書
- ② 充電設備の設置場所見取図等
- ③ 設置工事内容が確認できる図面
- ④ 工事着工前の要部写真
- ⑤ 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3 か月以内の発行のもの、原本）及び役員名簿（リースの使用者（契約者）も含む。）
- ⑥ 法人にあつては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は g B i z I N F O（ジービズインフォ）（以下「g B i z I N F O」という。）等よりダウンロードした該当の P D F ファイルデータ等）^(注 1 3)
- ⑦ 個人にあつては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑧ マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑨ 充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記⑤履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可）
- ⑩ その他センターが定めるもの

注 1 3. 補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（交付決定先）、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして g B i z I N F O に公表されることに了承すること（申請者が個人の場合を除く。）

(別表 5) 実績報告に必要な添付書類

設備設置に係る実績報告をする場合の添付書類

- ① 充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の写し
発注書、請求書、領収書の写し
- ② 充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）
- ③ 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写

し

- ④充電設備設置の完了を確認できる書類
- ⑤充電設備設置中及び完了後の要部写真
- ⑥充電設備設置の完了を確認できる図面
- ⑦補助金交付を求める口座の申請者名義を証する書類
- ⑧その他センターが定めるもの

(別表6)

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程
(充電設備)

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
管理規程 (充電設備)

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を必要に応じセンターが求めたときは、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産等の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。

センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(注) センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）第16条第2項及び同17条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）に定められた期間とする。

(別表 7) 承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあつては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

- 1 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
- 2 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であつて、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- 3 その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

参考2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）

制定 令和6年5月16日

改定 令和6年6月26日

改定 令和6年10月10日

（趣旨）

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第5条第1項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

（用語）

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能（以下「運用費低減機能」という。）を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、運用費低減機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 四 「充電用コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 五 「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
- 六 「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。
- 七 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。
- 八 「空白地域」とは、「経路充電」における電欠防止の観点から特に重要な場所のことをいい、原則、道のり15km圏内に急速の公共用充電設備がない場所とする。
ただし、急速の既設公共用充電設備があり、これを撤去することにより上記の条件を満たす場合は「空白地域」とみなす。
- 九 「給油所」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律（第二条3項）に定義されている給油設備により自動車（道路運送車両法で自動車の種類として定義されているものをいう。）に揮発油を給油するための施設をいう。

十 「公道上」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道のことをいう。

十一 「月極駐車場等」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

十二 充電設備における「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

十三 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

十四 「バリアフリー公募」とは、経済産業省及び国土交通省において策定された「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の中で設置が優先されている不特定多数の者が利用する施設に設置された既設の急速の公共用充電設備について、ユニバーサルデザイン・バリアフリー要件を満たせる充電設備周辺の改修・撤去等工事にかかる費用を補助する事業のことをいう。ただし、対象となる既設の急速の公共用充電設備は、センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路SA・PA」等及び「道の駅」に設置されたものに限るものとする。

なお、「バリアフリー公募」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。

十五 「年度またぎ事業」とは、財政法第15条に基づき、国会の議決を経て、次年度以降（原則5年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為である「国庫債務負担行為分」による、充電設備設置の施工期間が長期となる令和6年度、令和7年度の2か年にまたがる事業のことをいう。

なお、「年度またぎ事業」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。

（補助金交付上限額）

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、別表1に定める金額とする。

充電設備の種類、定格出力及び対象事業と補助率ごとに補助金交付上限額を以下に示す。

- 2 交付規程第6条第1項の規定による事業の種類及び充電設備の種類ごとにセンターが定める充電設備に係る補助金交付上限額を、同条第2項の規定により充電設備の型式ごとに別表1-1のとおりとする。
- 3 交付規程第6条第1項の規定による事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが定める設置工事に係る補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。
- 4 交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表2に定める。

（補助金の交付申請）

第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する申請期間は、別表3のとおりとする。

- 2 申請者は、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をする場合は、同条同項の申請期間の区分ごとに、交付規程および実施細則に規定する申請要件の他、別表4の事業の特有の申請要件を満たさなければならない。
- 3 交付規程第7条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事をいい、同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も一つの工事という。ただし、マンション等への充電設備設置事業において、各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に充電設備を設置する場合は、各々の駐車場ごとに一つの工事として扱うものとする。
- 4 交付規程第7条第2項第八号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 5 交付規程第7条第2項第九号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。
- 6 交付規程別表4に掲げる交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表5のとおりとする。
- 7 申請者は、交付規程第5条第1項に定める交付の対象者のうち、地方公共団体の支庁・支所・出張所等又は法人の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、代表権者から当該支庁・支所・出張所等の長又は当該支社・支店の長へ申請に関する権限が委任されたことをセンターに届けなければならない。
- 8 申請者は、交付規程第7条第2項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間以上使用することを前提とした契約とすることに同意すること。
- 9 申請者は、共同申請を行う場合にあっては、以下の各号に定める項目に関し他の共同申請者と合意の上で、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をしなければならない。
 - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とする。
 - 二 交付規程第7条第2項第四号、第六号、第十号及び第十三号の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 三 交付規程第7条第2項第十五号に規定する別表4の注13は、共同申請者に対しても適用する。
 - 四 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 五 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返還義務が発生した場合は、共同申請者はその返還額の全額を連帯して返還すること。
- 10 前項に規定する共同申請をするにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3か月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める役員名簿
 - 二 共同申請者が法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又はg

BizINFO等よりダウンロードした該当のPDFファイルデータ等)

三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し及び現代表者の本人確認書類

- 1 1 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、「特別な仕様に基づく工事」申請事由を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに申告しなければならない。
- 1 2 申請者は、交付規程第18条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関し了承を得た上で手続代行を依頼し、センターへ手続代行者を届けなければならない。
 - 一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
 - 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
 - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
 - 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第25条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
- 1 3 前項の規定は、交付規程第12条に規定される実績報告においても適用する。
- 1 4 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第15条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。
- 1 5 共同利用充電拠点における充電設備設置事業における申請者は、次の各号に合意の上で、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をしなければならない。
 - 一 交付規程第7条第2項第十号の規定は充電設備の共同利用者へ対しても適用する。
 - 二 前号に該当する場合は、センターが別に定める方法にて申告すること。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

- 第5条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。
- 2 充電設備の購入費については、申請者が申告する充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額と、別表1-1に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。ただし、交付規程第8条第7項の規定による交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第12条第1項の規定による実績の報告において報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
 - 3 設置工事費については、交付規程別表2に事業ごとに定めた額を補助金交付上限額とする。別表1-2に定める事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとと工事項目ごとに申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査した額と補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、別表1-2に定める該当の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

4 第2項ただし書きは、前項においても準用する。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第7条第2項第十号に規定する利益等排除の方法は別表6に定める。

2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、利益等排除の申告をセンターにしなければならない。ただし、共同利用充電拠点における充電設備設置事業に係る申請者及び充電設備の共同利用者において、該当者が複数となる場合は別表6に定める最も関係性のある該当者にて申告すること。

3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第8条第7項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第12条第1項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。なお、前項ただし書きは申立する場合に準用する。

(交付の決定等)

第7条 センターは、交付規程第8条第4項の交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

2 交付規程第8条第2項に規定するセンターが別に定める基準は選定の区分ごとに別表7に定める。

3 交付規程第8条第4項に規定するセンターが別に定める交付の決定を行う期間は別表3のとおりとする。

(計画変更の承認等)

第8条 センターは、交付規程第8条第7項の交付決定通知、同条第8項の修正、同条第9項の条件、第10条の計画変更の承認その他の理由により、当初の交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 申請者は、交付規程第10条第1項の計画変更をしようとするときに、別表8にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。

3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。

4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める実績の報告期限日は別表3のとおりとする。

2 交付規程第7条第2項第十一号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。

3 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績の報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表9のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

第10条 交付規程第16条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表10のとおり定める。

- 2 交付規程第16条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表11のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表10のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表12に掲げるものにあつては、同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第17条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めないものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
 - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間に第17条第1項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするとき又は処分を制限された取得財産等を交付規程第17条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

- 2 申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第13条 交付規程第22条第2項に基づき、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する必要事項を以下の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第7条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める別表3の申請期間を超えて、交付申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で交付の申請期間を延長することを告知する。
- 3 センターは、前項の交付の申請期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範

囲により、事業ごと又は充電設備の種類ごとに交付の申請期間を見直すことができるものとする。

- 4 センターは、前項の申請期間の見直しを行う場合やその他の状況により、事業ごと又は充電設備の種類ごとにセンターが別に定める予算の範囲における消化状況を考慮し、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）を見直すことができるものとする。
- 5 前項の交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する事項は、交付規程第27条第1項に基づき、必要に応じてセンターが別に定める。

（審査委員会）

第14条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第1条に基づく補助対象経費に係る充電設備承認の手続きの制定及び変更、交付規程第5条第2項に基づく補助対象経費に係る充電設備の承認等、同規程第6条に基づく補助金交付上限額の決定等、前条第5項に基づく交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する事項、その他補助金の交付業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

（様式）

第15条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式J01から様式J33までのとおりとする。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和6年5月16日）から適用する。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、令和6年6月26日から適用する。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、令和6年10月10日から適用する。

(別表1) 充電設備の補助金交付上限額

・急速充電設備

充電口数が複数口の急速充電設備を設置する場合の補助金交付上限額は、下表のとおり算出する。

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
10kW以上 50kW未満	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	60万円
50kW以上 90kW未満 ※単相仕様の 充電設備は 50万円加算	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 400万円 2口以上 500万円
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円
90kW以上 150kW未満	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 400万円 2口以上 500万円
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円
150kW以上	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 500万円 2口 700万円 ※3口目以降1口当たり 350万円加算
	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「道の駅」、「給油所」、 「公道上」及び「空白地域」への設置		1口 400万円 2口 500万円 ※3口目以降1口当たり 250万円加算
	商業施設及び宿泊施設等へ		

	の充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円

・蓄電池付き急速充電設備

充電口数が複数口の急速充電設備を設置する場合の補助金交付上限額は、下表のとおり算出する。

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
90kW以上 150kW未満	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 500万円 2口以上 600万円
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 250万円 2口以上 300万円
150kW以上	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、「高速道路SA・PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 600万円 2口 800万円 ※3口目以降1口当たり 350万円加算
	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、「道の駅」、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」への設置		1口 400万円 2口 500万円 ※3口目以降1口当たり 250万円加算
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円

・普通充電設備

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
6kW未満	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	1/2 以内	25万円

	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業		
6 kW以上 10 kW以下	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	35万円

・充電用コンセント

対象事業	補助率	補助金交付上限額
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	7万円

・充電用コンセントスタンド

対象事業	補助率	補助金交付上限額
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	11万円

(別表 1-1)

令和 6 年度 補助対象充電設備型式一覧表

対象となる充電設備はセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電設備が追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

- ・センターホームページの掲載フォーム（急速充電設備）

【区分】 充電設備種別、運用費低減機能及び蓄電池を示す。

【充電口数】 型式ごとの充電口数を示す。

【仕様】 三相：三、単相：単

【補助金交付上限額(千円)】：型式における事業及び補助率ごとの補助金交付上限額を示す。

- ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	充電口数	仕様	補助金交付上限額(千円)		
	種別	運用費低減機能	蓄電池					高速補助率 1/1	道の駅等補助率 1/1	目的地・基礎補助率 1/2

- ・センターホームページの掲載フォーム（普通充電設備）

【区分】 充電設備種別、運用費低減機能を示す。

【充電口数】 型式ごとの充電口数を示す。

【仕様】 三相：三，单相：単

【補助金交付上限額(千円)】：型式における事業及び補助率ごとでの補助金交付上限額を示す。

- ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分		型式	出力	充電口数	仕様	補助金交付上限額(千円)
	種別	運用費低減機能					補助率 1/2

(別表1-2) 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：万円)

事業の種類			高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)				商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)						マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)															
			高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づく工事)		高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づく工事) 道の駅/給油所/公道上								空白地域		分譲・賃貸マンション等				月極駐車場				従業員駐車場、社有車駐車場/共同利用充電拠点 ^{*5}					
設置場所の例			急速 (90kW以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (90kW以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (90kW以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント	急速 (50kW以上)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント	普通・ コンセントスタンド	コンセント		
対象となる充電設備			平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式		
駐車形態			充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率		充電設備の補助率			
補助対象となる工事区分及び工事項目			工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率		工事の補助率	
(1) 充電設備設置工事費	単位																											
① 充電設備設置工事費	基数	ア. 基礎・据付工事費	25	25	25	25	25	25	15	50	2	50	15	50	2	50	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50		
	基数	イ. 搬入・運搬費	8	8	8	8	8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			1 ^{*4}	1 ^{*4}			1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}				
② 電気配線工事費	基数		250	130	130	130	130	130	65	120	65	120	65	120	65	120	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120		
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請	設置する充電設備出力の総和に応じた額 ^{*6}	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600		
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請		95	95	95	95	95	95	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30			
(1)小計 ^{(1)③を除く}			378	258	258	258	258	258	111	201	97	200	111	201	97	200	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200		
(2) 案内板設置工事費	単位																											
	申請		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																
(3) 付帯設備設置工事費	単位																											
① 充電スペースのライン引き工事費	基数		5	5	5	5	5	5	5		5		5		5		5		5	5	5		5		5			
	基数		15	15	15	15	15	15	15		15		15		15		15		15	15	15		15		15			
③ 屋根設置工事費	基数	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	45	45	45	45	45	45	45		45		45		45		45		45	45	45		45		45			
			45	45	45	45	45	45	45	45		45		45		45		45		45	45	45		45		45		
⑤ 充電設備防護用部材設置工事費	基数		8	8	8	8	8	8	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20		
⑥ 電灯設置工事費	基数		5	5	5	5	5	5	5		5		5		5		5		5	5	5		5		5			
(3)小計			78	78	78	78	78	78	78	20	78	20	78	20	78	20	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20		
(4) その他設置に係る費用	単位																											
① 雑材・消耗品費、養生費	申請		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
② レイアウト検討費	申請	図面作成費	10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10			
		レイアウト検討費	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25		
		電力会社立会・協議費	5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5			
③ 安全誘導員費	申請		15	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10			
④ 停電回避費	申請	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置																										
⑤ 充電スペース造成費	申請	経路充電、目的地充電及び基礎充電の内既存マンション等への設置工事でセンターが認めた場合	50	50	50	50	50	50	50		50		50		50		50		50	50	50		50		50			
⑥ (1)~(3)の工事でなかったその他労務費	申請	現場監督費、世話役等の労務費	17	17	17	17	17	17	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8			
(4)小計			112	112	112	112	112	112	98	48	98	48	133	83	133	83	48	48	48	48	62	62	48	48	48	48		
補助金交付上限額(高圧受変電設備の設置「無」)			^{*2} ^{*3} 3700	^{*2} 3050	400	280	280	280	280	140	135	135	95	135	135	95	135	135	95	135	140	108	135	135	95	135		
補助金交付上限額(高圧受変電設備の設置「有」)			3700	3050	1000	880	880	880	880	740	735	735	695	735	735	695	735	735	695	735	740	708	735	735	695	735		

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

- *1 既存マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築マンション等においては、10万円を上限とする。
- *2 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。
- *3 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)に150kW以上かつ3口以上の急速充電設備を設置した場合、工事全体の上限額に2口を超えた口数当たり1,550万円を加算する。
- *4 普通充電設備の搬入費は形状により上限額を下表の通りとする。
- *6 設置する充電設備出力の総和により上限額を下表の通りとする。(高速道路SA・PA等の特別な仕様に基づく工事を除く。)

タイプ	上限額(万円)
壁面取付けタイプ	0.5
上記以外	1

設置する充電設備出力の総和	上限額(万円)
50kW以上90kW未満	200
90kW以上150kW未満	300
150kW以上250kW未満	400
250kW以上350kW未満	500
350kW以上	600

*5 設置する充電設備は、急速充電設備に限る。

(別表2) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」及び「普通充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
2. 「急速充電設備」及び「普通充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。

(別表3) センターが別に定める期間等

選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告期限日
令和6年 第1期	急速充電設備	令和6年 5月17日(金)	令和6年 7月中旬	令和7年1月31日(金)
	普通充電設備	～ 6月27日(木)	～ 9月上旬	令和6年12月13日(金)
令和6年 第2期	急速充電設備	令和6年 8月19日(月)	令和6年11月	令和7年1月31日(金)
	普通充電設備	～ 9月2日(月)	令和6年 11月～12月中旬	
バリアフ リー公募 (注2)	既設の急速の 公共用充電設備 (注3)	令和6年 10月17日(木)	令和6年11月	令和7年1月31日(金)
年度またぎ 事業	急速充電設備	令和6年 10月17日(木)	令和6年12月	令和8年 1月16日(金) (注4)
	普通充電設備	～ 11月11日(月)	～ 令和7年1月	

注1. 詳細な日程や時間は区分ごとにセンターが別に定める。

注2. 選定対象外とする。交付申請等については第2条第十四号に基づきセンターが別に定める。

注3. センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路SA・PA」等及び「道の駅」に設置された急速の公共用充電設備に限る。

注4. ただし、国の会計年度をまたぐため令和7年4月1日（火）から令和7年4月10日（木）までのあいだに交付規程第12条第1項に規定する実績の報告に準じる報告を同規程第11条に規定する状況等報告書をもってセンターにすること。

(別表4) 事業ごとの特有の申請要件

補助対象事業	公募兼交付申請要件
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	交付規程及び実施細則に準ずる。
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） ^(注5)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①急速充電設備を設置する場合は、普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設を可とするが、「一つの工事」として、急速充電設備の区分にて申請すること。ただし、併設可能な普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの充電口数は以下②に示す基準を上限とする。</p> <p>②普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを設置する場合の充電設備の充電口数は、以下の基準を満たすこと。ただし、既に充電設備がある場合は、当該充電設備の口数を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の収容台数が200台以下：4口以下 ・駐車場の収容台数が201台以上： 駐車場の収容台数の2%^(注6)以下、かつ50口以下
3-1. マンション等への充電設備設置事業 3-2. 月極駐車場への充電設備設置時事業（基礎充電） ^(注7)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設は不可とする。</p> <p>②設置する充電設備の充電口数は以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通充電設備： 駐車場の収容台数の10%^(注6)以下かつ10口以下 ・充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド： 駐車場の収容台数以下かつ20口以下
3-3. 事務所・工場等への充電設備設置時事業（基礎充電） ^(注7)	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①急速充電設備を設置する場合は、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドとの併設をそれぞれ可とするが、「一つの工事」として、急速充電設備の区分にて申請すること。ただし、併設可能な普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの充電口数は、以下③に示す基準を上限とする。</p>

	<p>②普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設は不可とする。</p> <p>③設置する充電設備の充電口数は以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通充電設備： 駐車場の収容台数の10%^(注6)以下かつ10口以下 ・充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド： 駐車場の収容台数以下かつ20口以下
3-4. 共同利用充電拠点への 充電設備設置時事業 (基礎充電)	交付規程及び実施細則に準ずる。

注5. 既に充電設備が設置されている場所にあつては、当該充電設備の1口当たりの直近3か月の平均稼働時間が60時間/月以上である場合に限り、②に示す基準を超えて設置ができることとする。ただし、設置可能な充電口数は、当該設置場所における基準を満たす充電口数の総和から、既設充電設備の充電口数を除いた充電口数とする。

なお、急速充電設備の入替設置を同時に行う場合は、既設充電設備の口数に入替設置を行う急速充電設備の口数は含まない。

注6. 駐車場の収容台数の割合(%)を算出し、小数点以下を切り上げた値をいう。

注7. 既に充電設備が設置されている設置場所にあつては、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%となる場合に限り、3-1.及び3-2.の②又は3-3.の③に示す基準を満たす充電口数を追加で設置ができることとする。

なお、設置可能となる充電口数には既設充電設備の充電口数は含まないものとする。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、駐車場の収容台数を超えての設置は認めない。

(別表5) 交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>設備設置に係る交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの</p> <p>①充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類</p> <p>②マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを設置する場合の申請にあつては、駐車場の収容台数を証する書類</p> <p>③マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、既に充電設備が設置されている申請にあつては、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%以上であることを証する書類</p> <p>④マンション等への充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類</p> <p>⑤マンション等への充電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあつては、充電設</p>
--

備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類
⑥月極駐車場への充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所が月極駐車場であることを証する書類
⑦共同利用充電拠点への充電設備設置事業の申請にあつては、共同利用者が三者以上であること及び充電設備を共同利用することを証する書類
⑧その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表6) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
申請者（リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。 ^(注8)	
(1) 申請者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）	
2. 充電設備の利益等排除の方法	
2-1. 充電設備メーカーとの関係性の確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価 ^(注9) をもって補助対象経費とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
2-2. 充電設備販売会社との関係性の確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総

	利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
3. 設置工事の利益等排除の方法	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

注8. 親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注9. 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

(別表7) 受付候補となる優先基準

充電設備の種類	補助対象事業	優先順位
急速充電設備	1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	①設置場所区分及び充電設備の定格出力区分を以下の順にて優先し、センターが別に定める予算の範囲による。 設置場所区分： i. 高速道路SA・PA ii. 道の駅・給油所・公道上・空白地域 iii. 目的地充電及び基礎充電 ^(注10) 充電設備の定格出力区分： i. 90kW以上 ii. 50kW以上90kW未満

	3-3. 事務所・工場等への充電設備設置事業 3-4. 共同利用充電拠点への充電設備設置事業 (基礎充電)	iii. 10kW以上50kW ②上記①にてセンターが別に定める予算の範囲を超過する場合は、超過することとなる優先順位において、充電設備の定格出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先する。
普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド	2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 (目的地充電) 3-1. マンション等への充電設備設置事業 3-2. 月極駐車場への充電設備設置事業 3-3. 事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)	充電設備の出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先し、センターが別に定める予算の範囲による。ただし、定格出力6kW未満の充電設備は、実際の定格出力を考慮し、3kWとして扱う。

注10. 目的地充電及び基礎充電を同列の優先順位として扱うが、予算の残額を定格出力の区分により、(i. 90kW以上 : ii. 50kW以上90kW未満)を(2 : 1)の割合にて配分し、それぞれの配分内にて選定を行う。ただし、どちらかの区分が配分額の上限に満たない場合は、もう一方の区分に再配分して選定を行う。さらに予算の残額がある場合には、iii. 10kW以上50kW未満の区分へ配分することとする。

(別表8) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①ブレーカー容量の変更 ②電源ケーブルのサイズの変更 ③充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ④付帯設備のメーカー、型式の変更 ⑤充電スペースの変更 ⑥充電設備を同一敷地内で10m未満移動 ⑦その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者(共同申請者含む。)の法人名称変更、代表者変更 ②申請者(共同申請者含む。)の住所変更 ③充電設備設置場所名称の変更

	④地番から住所への変更等 ⑤その他センターが認める変更
--	--------------------------------

(別表9) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの</p> <p>①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）</p> <p>②充電設備設置工事の完了を証する書類</p> <p>③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書</p> <p>④その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>

(別表10) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

事業の種類	対象となる取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を制限する期間 ※
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	充電設備及び付帯設備等		5年
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）			
3. マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）			

(※処分を制限する取得財産等は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする)

(別表11) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

<p>センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。</p> <p>2. リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合。</p> <p>3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。</p>
--

(別表 1 2) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。）

1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。



お問い合わせ先

一般社団法人次世代自動車振興センター

充電インフラ部

〒103-0027

東京都中央区日本橋1-16-3

日本橋木村ビル5階

電話：0570-000-299

(受付時間：平日のみ 9:15~12:00/13:00~17:00)

URL：<http://www.cev-pc.or.jp>